

\*\*\*\*\*

# 不動産公売（期間入札）のお知らせ

\*\*\*\*\*

公売参加申込期間	令和8年1月8日(木)13時00分～ 令和8年1月26日(月)23時00分	
公売保証金 提供期間	令和8年1月8日(金)13時00分～ 令和8年1月28日(水)17時00分	
入札期間	令和8年2月2日(月)13時00分～ 令和8年2月9日(月)13時00分	
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム	
売却決定日時	令和8年3月2日(月)	10:00
買受代金納付期限		14:30

\*\*\*\*\***公売情報ホームページ**\*\*\*\*\*

岡崎市ホームページ

<https://www.city.okazaki.lg.jp>

\*\*\*\*\*

## 岡崎市

## 入札される方へ

- 1 入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「KSI 官公庁オークション」という。）上で行います。あらかじめ、KSI 官公庁オークション上の公売物件詳細画面、岡崎市役所掲示板に掲示してある「公売公告」及び登記簿などをご確認ください。

なお、KSI 官公庁オークション上に物件情報が公開されるのは、公売参加申込開始日時以降（1/8(木)13時～）となりますので、ご注意ください。

- 2 公売に参加する前に、「岡崎市インターネット公売ガイドライン」を必ずお読みください。

- 3 公売の参加にあたっては、事前に参加申込手続きをした上で、次のものがが必要です。

- (1) 公売保証金

公売保証金は、クレジットカードによる方法又は指定された口座へ振込みする方法のいずれかの方法により提供してください。

なお、指定された口座へ振込みする方法により提供する場合は、公売保証金納付申請書・還付請求書兼口座振替依頼書の提出が必要です。

- (2) 委任状

参加者が代理人に手続きをさせる場合、委任状の提出が必要です。

- (3) 共同入札者持分内訳書

共同入札する場合、共同入札者全員の氏名、住所、各共同入札者の持分などを記入した共同入札者持分内訳書の提出が必要です。

- (4) 陳述書

入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書の提出が必要です。

陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。

暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。

売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明ら

かにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

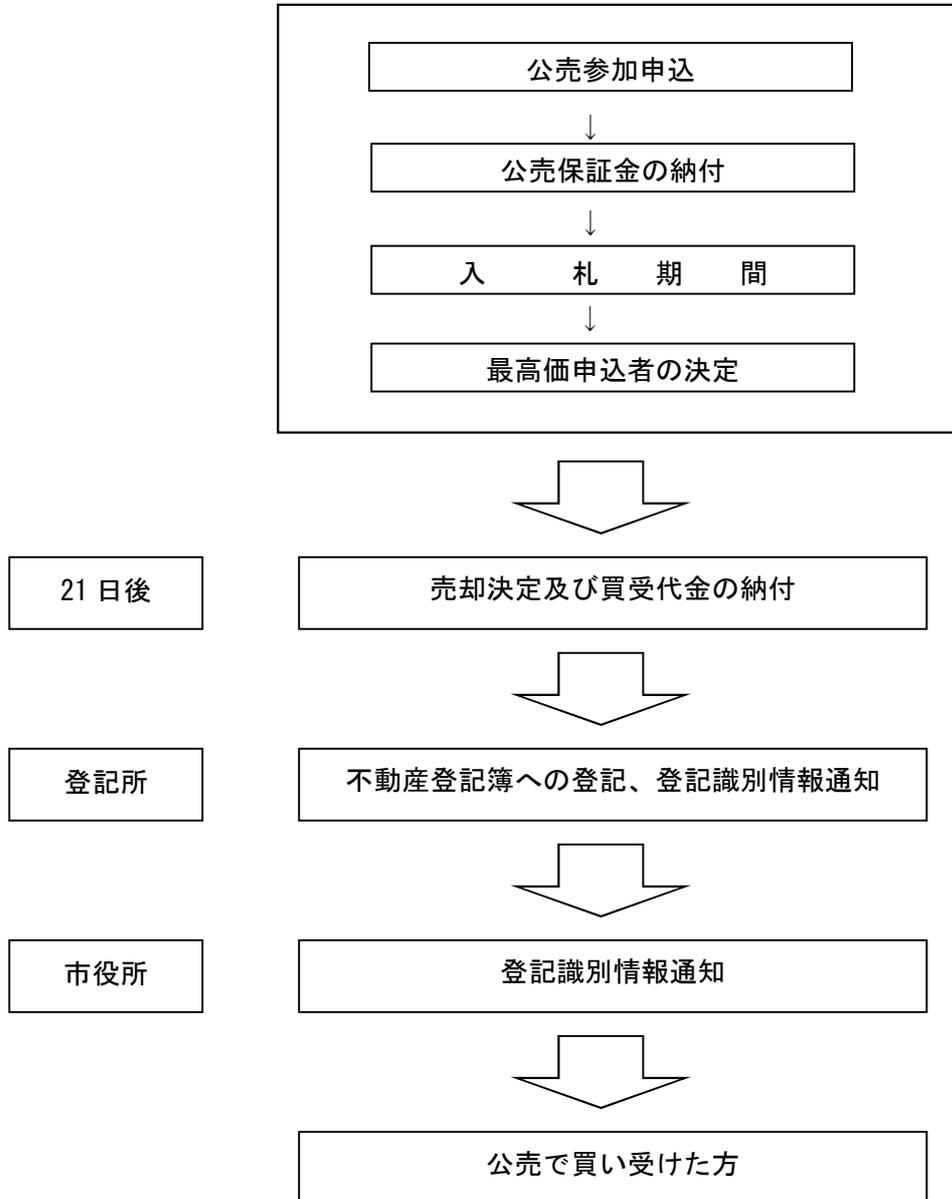
なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。

- 4 本誌に掲載されている公売財産は直前に公売を中止にする場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

問合せ先           〒444-8601  
                          岡崎市十王町二丁目9番地  
                          岡崎市財務部納税課（東庁舎3階）   市税特別対策係  
                          電話   0564-23-6124

## 不動産公売の手順

不動産の公売はおおむね次のような手順で行います。



## 公売財産の表示

売却区分番号	2	見積価額（最低入札価額）	6,822,000 円
		公売保証金	690,000 円
財産の表示	土地の表示 所在 岡崎市柿田町 地番 5 番 13 地目 宅地 地積 71.08 m <sup>2</sup>		
公法上の規制	都市計画区域 市街化区域 用途地域 準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 防火指定 準防火地域 日影規制 時間 5-3h/高さ 4m		
交通・最寄駅	愛知環状鉄道「北岡崎駅」北西約 750 メートル		
接道状況	北側幅員約 6.0m舗装市道 9 cm程段差あり		
地盤・地勢	北西向きに下り傾斜		
供給処理施設 <small>（敷地内引込の有無を 事準としている）</small>	上水道 あり 下水道 あり ※台帳上に過ぎないため、詳しくは現地を確認してください。 都市ガス 不明		
公売に関する 一般的な事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の地目・地積は登記事項証明書によります。</li> <li>2 公売財産については、あらかじめその現状及び関係公簿等を確認してください。</li> <li>3 掲載している図面及び写真は、岡崎市職員が作製及び撮影をしており、正確な内容を保証するものではありません。現状と異なる場合は、現状を優先します。</li> <li>4 公売財産内に存在する動産類については、買受人の責任により適法に処分等する必要があります。</li> <li>5 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。</li> <li>6 その他公法上の規制等については入札者が確認してください。</li> <li>7 公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。                      公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付された時です。したがって、その後に発生した財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。</li> </ol>		

- |  |   |
|--|---|
|  | <p>8 執行機関は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また執行機関は公売財産について種類又は品質の不適合による担保責任等を負いません。隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。</p> <p>9 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。</p> <p>10 公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。</p> <p>11 公売は、事情により中止する場合があります。</p> |
|--|---|

所在地①



所在地②



写真①



写真上の境界線はおおよその目安です。

写真②



写真上の境界線はおおよその目安です。